

申し込み基準について

公益財団法人全国商業高等学校協会

- ① 家計支持者の年収・所得が、給与所得世帯にあつては、630万円(税込)以下、給与所得以外の世帯にあつては、300万円(税込)以下が対象になります(4人世帯の目安)。
- ② 上記の額は、給与所得世帯は源泉徴収票の「支払金額」または課税証明書の「給与収入(給与所得)」、給与所得以外の世帯は確定申告書等の「所得金額等の合計」の額です。
- ③ 下記の該当する区分に応じて、証明書を願書に添付してください。

◎ 給与所得(パートタイマーも含む)俸給・給与・賃金・役員報酬・歳費・賞与及び青色申告の専従者給与		
区分	証明書	発行者
給与所得のある人	「前年分の給与所得の源泉徴収票」※1	勤務先
	「課税証明書」※2	各市区町村
年度途中及び当年に就職した人	「年収見込み証明書」「月収証明書」 (源泉徴収票が提出できない場合)	勤務先
年金(恩給)を受けている人	「前年分の公的年金等の源泉徴収票」 「年金振込通知書」	日本年金機構
確定申告をしている人	前年分の所得税の確定申告書の控え	申告者
◎ 商業・工業・農業・林業・水産・サービス業・自由業の所得者		
確定申告をしている人(青色申告)	前年分の所得税の確定申告書の控え 前年分の所得税の青色申告書の控え	申告者
確定申告をしている人(白色申告)	前年分の所得税の確定申告書の控え 前年分の収支内訳表の控え	申告者
確定申告をしていない人	住民税の申告をしている場合は「前年度分 市区町村民(道府県民)税申告書」の控え	申告者
外交員(代理店)、日雇い労働、内職、家賃、地代等の所得がある人は上記に該当する書類の他に「前年分の報酬の支払調書」又は「支払額を証明する書類」を合わせて提出		
◎ その他の人		
失業者	「雇用保険受給資格者証」の第1～4面の コピー	職業安定所
退職者	「退職証明書」「退職金支払額証明書」 ※退職金が支払われていない人は「退職 金無支給証明書」	勤務先
退職予定者	「退職予定証明書」「退職金支給予定額 証明書」	勤務先
生活保護受給世帯	「保護決定(変更)通知書」※1	福祉事務所
	「非課税証明書」※2	各市区町村
特別な家族構成	様式自由	民生委員 市区町村役場 その他

☆ ※1 ※2 はどちらか一つでよい

☆ 提出書類の返却は致しませんのでご了承ください

☆ 所得証明書類はコピー可